

屋外広告業登録通知書

埼玉県入間郡毛呂山町岩井東1-17-14

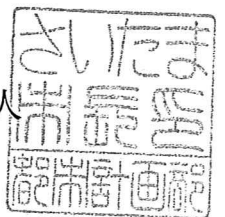
株式会社メディアワークス

代表取締役 澤田 尚吾 様

さいたま市屋外広告物条例第27条の3第2項（条例第27条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり屋外広告業の登録をしたので通知します。

登 録 年 月 日	平成24年 4 月 16 日
有効期間満了年月日	平成29年 4 月 15 日
初 回 登 録 年 月 日	平成24年 4 月 16 日
登 録 番 号	さ広(24)第 807 号
※登録事項の変更の届出	

さいたま市長 清 水 勇 人



(教示)

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、さいたま市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、さいたま市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟においてさいたま市を代表する者は、さいたま市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。